

改正

平成三年七月一六日条例第二一号
平成七年三月二三日条例第四号
平成七年三月二三日条例第二五号
平成八年一〇月九日条例第二六号
平成九年三月二五日条例第五号
平成一〇年三月二四日条例第一五号
平成一二年三月二四日条例第二号
平成一七年一〇月六日条例第六四号
平成一八年三月二三日条例第二八号
平成二四年七月一〇日条例第五七号
平成二六年三月二〇日条例第九号
平成二七年三月二四日条例第九号
平成三一年 三月二七日条例第五号
平成三一年 三月二七日条例第一一号
令和 八年 三月三〇日条例第二号

岐阜県長良川球技場条例をここに公布する。

岐阜県長良川球技場条例

(設置)

第一条 県民のスポーツ、レクリエーションその他の行事の用に供するため、岐阜市に岐阜県長良川球技場（以下「球技場」という。）を設置する。

(使用の許可)

第二条 球技場（附属設備等を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ知事（第九条第三項の規定による指定があった場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。））。以下この条から第四条まで、第六条及び第八条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に球技場の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、球技場の使用を許可しないことができる。

- 一 球技場の管理上支障があるとき。
- 二 球技場を使用させることが適当でないと認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第四条 知事は、第二条第一項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
- 三 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。
- 四 球技場の管理上知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
- 五 詐欺その他不正な行為によりこの条例に基づく許可を受けたことが明らかになったとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

(利用料金)

第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項の規定により、球技場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。
- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を得なければならない。

(利用料金の納入等)

第五条の二 使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金（駐車場の利用料金を除く。）は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
- 3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。
- 4 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

(特別設備)

第六条 使用者は、球技場に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 第二条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(原状回復義務)

第七条 使用者は、球技場の使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。第四条の規定により使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(遵守義務)

第八条 球技場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、使用者が第二条第一項の許可を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りでない。

- 一 球技場の施設、設備等をき損し、又は汚損しないこと。
- 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- 四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
- 五 火気又は危険物を取り扱わないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

2 知事は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、球技場から退去を命ずることができる。

(指定管理者の指定)

第九条 法第二百四十四条の二第三項の規定により、球技場の管理を知事が指定する法人その他の団体に行わせるものとする。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、球技場の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添付した申請書を作成し、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適当な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- 一 県民が球技場を平等に利用するために必要な措置が講じられていること。
- 二 球技場の管理に関する事業計画が、球技場の適正な管理のために適切なものであること。
- 三 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。

4 第二項の規定による申請をした者が法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者である場合は、前項の規定による指定をしないものとする。

- 5 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第十条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 球技場の管理の業務又は経理の状況に関し、知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
- 二 前条第三項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- 三 第十二条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

- 2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（第五条第一項に規定する利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時に球技場の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表に掲げる額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。

- 3 前項の場合にあっては、第五条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(業務の範囲)

第十一条 球技場の管理に関し、指定管理者が行う業務の範囲は、第二条から第四条まで、第六条及び第八条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 球技場の維持管理に関すること。
- 二 利用者への便宜の供与に関すること。
- 三 利用の促進に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。

(管理の基準)

第十二条 指定管理者が行う球技場の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 営業及び休業については、次に掲げるとおりとすること。
 - イ 火曜日（当該火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日）を休業日とすること（第三駐車場を除く。）。)
 - ロ 毎月第一火曜日及び第三火曜日（それらの火曜日が休日である場合には、その翌日以降の

最初の休日でない日)を休業日とすること(第三駐車場に限る。)

ハ 十二月二十九日から翌年の一月三日までを休業日とすること。

ニ イ、ロ及びハに掲げるもののほか、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。

二 利用時間については、次に掲げるとおりとすること。

イ 午前九時から午後九時までを利用時間とすること。

ロ イに掲げるもののほか、利用時間を変更するに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。

三 球技場の管理に当たって必要があると認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、球技場の利用を制限すること。

四 球技場の管理に従事している者又は従事していた者が、当該管理に関して知ることのできた個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要な措置を講ずること。

(事業計画書の提出等)

第十三条 指定管理者は、毎事業年度、球技場の管理に関する事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(管理の休廃止)

第十四条 指定管理者は、やむを得ない理由により球技場の管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

(公示)

第十五条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第九条第三項の規定による指定をしたとき。

二 第九条第五項の規定による届出があったとき。

三 第十条第一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条の承認をしたとき。

(過料)

第十六条 第四条の規定による停止の命令又は第八条第二項の規定による退去の命令に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成三年四月規則第三十八号で、同三年四月十四日から施行)

附 則 (平成三年七月十六日条例第二十一号抄)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三年十月一日から施行する。(後略)

(岐阜県長良川球技場条例の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この条例による改正後の岐阜県長良川球技場条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年三月二十三日条例第四号)

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年三月二十三日条例第二十五号)

この条例中第九条の改正規定は平成七年四月一日から、第五条第二項の改正規定及び別表の改正規定は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成七年十一月規則第百八号で、同七年十二月一日から施行)

附 則 (平成八年十月九日条例第二十六号)

この条例は、平成八年十一月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二十五日条例第五号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十年三月二十四日条例第十五号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年三月二十四日条例第二号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年十月六日条例第六十四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第九条第三項の規定による指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成十八年三月二十三日条例第二十八号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年七月十日条例第五十七号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十日条例第九号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十四日条例第九号）

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成二十七年六月規則第八十二号で、同二十七年七月一日から施行）

附 則（平成三十一年三月二十七日条例第五号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十七日条例第十一号）

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和八年三月三十日条例第二号抄）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

別表（第五条、第十条関係）

区分			金額（円）				
			午前	午後	夜間	全日	時間外一時 間につき
競技場	アマチ ュアス ポーツ	入場料等を徴 収する場合	二九、〇四〇	三二、七三〇	二九、〇四〇	九〇、八一〇	一一、二六〇
		入場料等を徴 収しない場合	九、六八〇	一〇、九五〇	九、六八〇	三〇、三一〇	三、七五〇
	その他	入場料等を徴 収する場合	一四五、二〇〇	一六三、四一〇	一四五、二〇〇	四五三、八一〇	五六、六三〇

		入場料等を徴収しない場合	四八、四〇〇	五四、五一〇	四八、四〇〇	一五一、三一〇	一八、八八〇
駐車場	第一駐車場及び第二駐車場		一台につき、利用時間が三時間以内の場合にあっては一一〇円、利用時間が三時間を超える場合にあっては一一〇円に三時間を超える三〇分（三〇分未満の利用時間があるときは、その利用時間は三〇分とする。）ごとに一一〇円を加えた額				
	第三駐車場		普通車 一台につき、利用時間が三時間以内の場合にあっては一一〇円、利用時間が三時間を超える場合にあっては一一〇円に三時間を超える三〇分（三〇分未満の利用時間があるときは、その利用時間は三〇分とする。）ごとに一一〇円を加えた額 バス 一台一回につき一、一六〇円（一回の利用が二日以上となるときは、一日につき一、一六〇円）				
附属設備等			知事が定める額				

備考

- 一 午前とは午前九時から午後零時三十分まで、午後とは午後一時から午後五時まで、夜間とは午後五時三十分から午後九時まで、全日とは午前九時から午後九時までをいう。
- 二 午前及び午後を通じて利用する場合の利用時間は午前九時から午後五時まで、午後及び夜間を通じて利用する場合の利用時間は午後一時から午後九時までとし、これらの場合の額は、この表の午前の欄及び午後の欄に掲げる額の合計額又は同表の午後の欄及び夜間の欄に掲げる額の合計額とする。
- 三 準備又は撤去のため利用する場合の額は、この表に掲げる額に〇・五を乗じて得た額とする。
- 四 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の額は、この表に掲げる額にその額の一割に相当する額を加算した額とする（駐車場の利用料金を除く。）。
- 五 前二号の規定により算定した額に十円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 六 一時間当たりで定められている額については、利用時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間として計算するものとする。

七 利用時間が二十分以内である場合における駐車場の利用料金は、この表の規定にかかわらず、無料とする。